

橋本市告示第 176 号

橋本市安全生活支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を、別紙
のとおり定める。

令和 8 年 8 月 25 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市安全生活支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

橋本市安全生活支援サービス事業実施要綱(平成 22 年橋本市告示第 168 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(対象者) 第 5 条 この事業の対象者は、次の各号に掲げるすべてに該当する者とする。 (1) 市内に居住する当該年度分(4 月 1 日から 5 月 31 日までの間に申請する場合は前年度分)の所得税が非課税世帯に属する者で次のいずれかに該当する者 ア 略 イ 高齢者のみで居住している者で、緊急時に同居の者から支援を受けられない者 ウ 略 (2) 略 (3) 電話を所有している者 (4) 略 (5) 機器の利用に必要な通信環境を確保できる者 (利用決定者の負担) 第 8 条 前項の規定により事業の利用の決定通知を受けた申請者(以下「利用決定者」という。)は、事業の利用に要する経費のうち、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 利用決定者の都合による機器の交換、追加及び一部撤去に要する費用 (異動の届出等) 第 9 条 略 2 前項第 2 号に該当するときは、橋本市安全生活支援サービス事業利用申請書(設置済み変更用)(様式第 5 号)を提出しなければならない。	(対象者) 第 5 条 この事業の対象者は、次の各号に掲げるすべてに該当する者とする。 (1) 市内に居住する前年分所得税非課税世帯に属する者で次のいずれかに該当する者 ア 略 イ 高齢者のみの世帯に属する者 ウ 略 (2) 略 (3) 居宅に電話が設置されている者 (4) 略 (利用決定者の負担) 第 8 条 前項の規定により事業の利用の決定通知を受けた申請者(以下「利用決定者」という。)は、事業の利用に要する経費のうち、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。 (1)～(4) 略 (異動の届出等) 第 9 条 略

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

橋本市安全生活支援サービス事業利用申請書

年 月 日

(あて先)橋本市長

申請者

住所

氏名 (署名又は記名押印)

利用予定者(対象者)との続柄()

電話番号

利用 予 定 者 (対 象 者)	ふりがな				男・女	生年月日		血液型
	氏名					年 月 日		
	住所	橋本市				電話番号		
	協力員	順位	ふりがな 氏名	年齢	住所		電話番号	備考
		1						
		2						
		3	民生委員の欄を参照					
	主な病状		かかりつけの医療機関					
		名称						
		所在地						
		電話番号						
		主治医						
民生委員		住所 ふりがな 氏名 (署名又は記名押印) 電話番号						
民生委員の意見欄(生活状況等)								
相談ボタンの装置の設置 ※設置には固定電話が必要です。					設置する ・ 設置しない			
市 確 認 欄	上記の状態であることを確認する。 年 月 日 所属・氏名 (署名又は記名押印)				年分所得税 課税 ・ 非課税			

様式第 4 号の次に次の 1 様式を追加する。

様式第5号（第9条関係）

橋本市安全生活支援サービス事業利用申請書
(設置済み変更用)

年 月 日

(あて先) 橋本市長

申請者

住所

氏名 (署名又は記名押印)

利用者との続柄()

電話番号

利用 予 定 者	ふりがな				生年月日		年 月 日	
	氏名				電話番号			
	住所		橋本市				※ I D 番号	
	協力員	順位	ふりがな 氏名	年齢	住所	電話番号	備考	
		1						
		2						
		3					民生委員	
	主な病状			かかりつけの医療機関				
				名称				
				所在地				
				電話番号				
				主治医				
	親 族 連 絡 先	ふりがな 氏 名		住 所		電話番号		続 柄

※記入不要です

附 則

この告示は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。